

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B本社及びC支店での勤務を経て、平成〇年〇月〇日から、D県E市所在のE支店において、主に官公庁から発注される放射能除染業務等の受託に係る営業業務に従事していた。

請求人によれば、上司から叱責やパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けたほか、恒常的な長時間の時間外労働を強いられたこと等により、心身に不調を来したという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Fクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、主治医意見、発病の状況等から、ICD-10診断ガイドラインに照らし、「F32 うつ病」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと判断し、その時期は平成〇年〇月頃としている。

請求人の症状等に照らすと、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、心理的負荷による精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いを妥当なものであると考えることから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) 請求人は、E支店に異動してから、①業務中に負傷したこと、②違法行為を強要されたこと、③金額の異なった2通の見積書を顧客に提出したこと、④F支店長及びG〇課長から、いじめや嫌がらせ等のパワハラが続いたこと、⑤月100時間を超える時間外労働に従事したことなどが原因で本件疾病が発病

した旨主張しているので、以下検討する。

ア 請求人が平成〇年〇月〇日業務中に負傷したと主張している出来事について

請求人が営業先に向かう途中の交通事故によりむち打ち症となったことは、認定基準別表1の「(重度の) 病気やケガをした」(平均的な心理的負荷の強度Ⅲ)に該当するものの、決定書理由第2の2(2)ウ(ア)において説示するとおり、当審査会としても、その負傷の程度からみて、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

イ 請求人が平成〇年〇月、業務に関連し、違法行為を強要されたと主張している出来事について

納期までに納品が間に合わなかったため、請求人が上司の指示により納期である〇月中に仮納品し〇月半ばに本納品したことについては、これを請求人の主張のとおり認定基準別表1の「業務に関連し、違法行為を強要された」(平均的な心理的負荷の強度Ⅱ)に該当するとみても、決定書理由第2の2(2)ウ(イ)において説示するとおり、当審査会としても、納品が契約上の納期以降にずれ込むことはあり得ることであって、業界の商慣習としても認められているとされているほか、発注者の了解を得ていることなどから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

ウ 請求人が平成〇年〇月〇日、金額の異なった2通の見積書を顧客に提出したと主張している出来事について

請求人は、「H係長の指導の下、見積書を2種類作成し、同係長からF支店長にどちらかを選んでもらい、選ばれた方を提出するように指示されたところ、同支店長から両方を見せて選んでもらうよう指示されたので、顧客に2種類の見積書を提出した。」旨述べているところ、当該出来事は、認定基準別表1の「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」(平均的な心理的負荷の強度Ⅲ)に該当するとみても、I〇課長が「顧客との関係が全くダメになるほどのダメージはなく、致命的なミスとはいえない。」旨述べていることから、ミスによる会社の経営や信用への影響は少なく、また、事後対応や請求人に対するペナルティーもないことから、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

エ 請求人が上司からパワハラを受けたと主張している出来事について

(ア) F支店長からのパワハラについて

a 平成〇年〇月、F支店長からの指示・指導や業務命令書の交付については、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するものとみても、請求人が上司の指示命令に従わず、営業職としてその役割を十分果たしていないものと判断されたことからなされた措置であって、業務指導の範囲内である指導にとどまるものと認められることから、決定書理由第2の2（2）ウ（オ）において説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

b 平成〇年〇月の面談におけるF支店長の退職を勧奨するような発言については、その発言内容や面談の頻度からみて退職を強要するものとはいえないものであり、認定基準別表1の「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度Ⅲ）に該当するとみても、決定書理由第2の2（2）ウ（ウ）において説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

なお、平成〇年〇月の車中で退職勧奨されたとする出来事は、本件疾病発病よりも1年近くも前の出来事であり、心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(イ) G〇課長からのパワハラについて

平成〇年〇月以降のG〇課長による業務指導や叱責は、認定基準別表1の「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度Ⅱ）に該当するものと認められるものの、同課長は、言うべき内容は明確に伝えたが、詳細な説明を行い、丁寧に指導した旨述べていることからみて、請求人に対する指導は強いものであったとはいえないことから、決定書理由第2の2（2）ウ（カ）において説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

オ 請求人の労働時間についてみると、以下のとおりである。

(ア) 請求人は、「就業管理システムで労働時間を管理しているが、1か月の時間外労働時間は10時間程度にするようにF支店長から強く指示されていたので、正しい時間数を入力しなかった。」旨述べるとともに、「毎日午前9時から午後11時30分頃まで、遅いときは深夜0時過ぎまで働いてい

たが、休日出勤はしなかった。就業管理システムの労働時間以上に労働していたことは、F支店長、I〇課長、G〇課長、H係長は知っているはずである。」旨述べ、「警備記録を見てもらえば、私が残って労働していたことは分かるはずである。なお、私が考える時間外労働時間は7時間10分の所定労働時間を超えて労働した時間である。」旨述べている。

さらに、請求人は、警備記録における開錠・施錠時間を根拠に、時間外労働時間を算出したとして、平成〇年〇月157時間、同年〇月168時間、同年〇月159時間、同年〇月119時間、月平成〇年〇月123時間、同年〇月165時間などと主張している。

(イ) しかしながら、請求人の主張する時間外労働時間数は、①請求人が最終施錠時刻に退社したこと、②警備記録がない日は、午前零時頃まで残業したか又はメールによる日報の送信時刻が終業時刻であること、③施錠時刻によって休憩時間の長さが異なることなどを根拠として算出されたものであるが、これらの事実を裏付ける客観的かつ的確な証拠はない。すなわち、一件記録によっても、上記①～③の各事実を証明するに足りる、(a)パソコンのログイン・ログアウト記録、(b)請求人のキーによって最終施錠されたことを示す記録、(c)請求人が最終施錠時刻まで就労していたことを裏付ける同僚等の申述などの証拠はなく、請求人の上記主張は、その前提において失当というべきであり、これを採用することはできない。

そうすると、決定書理由第2の2(2)エにおいて説示する時間外労働時間数を上回って請求人が時間外労働に従事したということはできず、最長でも1か月当たり57時間程度の時間外労働時間であったものと判断せざるを得ないから、請求人が恒常的に長時間労働に従事していたものとは認められない。

カ 以上からすると、業務による心理的負荷の総合評価が「弱」となる出来事が6つあるものの、恒常的な長時間労働も認められないことから、業務による心理的負荷の全体評価は「弱」と判断する。

(5) 請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

4 以上のとおり、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であることから、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められな

い。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。